

校則見直しの年間サイクルについて

京都市立梅津中学校
生徒指導部

○例年 6 月に実施される生徒総会で承認

時期	取り組み
7 月	・ 生徒会役員に対して、リーダー研修会の内容を説明
8 月	・ リーダー研修会にて、校則の意義や目的を説明したのち、グループに分かれて、どのような形の校則が良いかを議論する。
9 月	・ 校則に関する教職員研修を行い、生徒に考えさせたテーマと同じ内容で教職員からも意見聴取をする。さらに、高等学校の入試担当教職員に来校頂き、生徒の身なりや服装などがどれだけ入試に影響を及ぼすかを説明してもらう。 ・ 学校運営協議会の委員からの意見聴取。
10 月	・ 生徒会役員改選前後に校則の見直しの体制を整備（必要に応じて検討委員会等を設置） ・ 校則の見直し計画の作成
11 月・12 月	・ 生徒会による見直し内容の検討
1 月～3 月	・ 見直し案の策定（4 月段階の暫定校則）及び、教職員研修等の実施 ・ PTA や学校運営協議会の委員からの意見聴取（2026 年 2 月後半） ・ 入学説明会等で新入生向けに 4 月から暫定実施する校則の周知
4 月・5 月	・ 生徒総会に向けて、暫定校則の確認。（4 月から暫定実施） ・ 生徒総会に向けて生徒が今年度の暫定校則及び、次年度実施に向けての校則について考え、審議。 ・ 生徒総会に向けて生徒会で議案書を審議する。
6 月	・ 生徒総会に向けて生徒の考えを教職員でも審議し、議案書作成。 ・ 生徒総会で審議。暫定校則が可決されれば、新校則として策定。 ・ 生徒総会において、次年度暫定実施予定の校則に関する意見・要望の抽出 ・ PTA や学校運営協議会で生徒総会の報告、委員からの意見聴取 ・ 学校 HP 等に公表